

## 輸出国現地調査について (インドネシア)

### 1. 調査期間等

- (1) 期間：2025 年 9 月
- (2) 内容：インドネシアにおける食品衛生管理体制の現地調査
- (3) 対象：インドネシア農業省、国家食糧庁、植物防疫庁  
          コーヒー農園・包装施設・対日輸出施設  
          ナツメグ農園・加工施設（対日輸出品施設）

### 2. 調査結果（概要）

#### (1) インドネシア政府の組織構造及び所掌業務

インドネシアでは、農業省（Ministry of Agriculture）、国家食糧庁（National Food Agency）及び植物防疫庁（Indonesian Quarantine Agency）が中心となり、農産物の生産から流通、輸出までの食品安全管理を実施している。農業省は生産段階における衛生管理やGAP（Good Agricultural Practices）の推進を担い、国家食糧庁は食品の安全基準の設定及び流通段階の監視を担当している。また、植物防疫庁は植物検疫及び輸出入時の検疫業務を実施している。

#### (2) 生産段階における衛生管理

農業省では、農産物の栽培から収穫後までの工程について、GAP や SOP（Standard Operating Procedures）を整備し、生産者に対する指導を実施している。コーヒー豆については選別基準等を含む詳細な管理基準が整備されているほか、政府による農家支援やトレーサビリティ確保の取組が進められている。また、コーヒー豆に関しては、2,4-ジクロロフェノキシ酢酸及びイソプロカルブの管理について説明を受けるとともに、日本向け輸出を含めた適切な農薬管理の重要性が共有された。

#### (3) 食品安全基準及び監視体制

国家食糧庁は食品中の残留農薬等に関する基準値を設定している。また、流通後の食品について市場や小売店等でのサンプリング検査を実施しており、食品安全確保のための監視体制を構築している。さらに、生産段階を所管する農業省及び輸出入段階を所管する植物防疫庁と連携して管理を行っている。

#### (4) 輸出管理体制

植物防疫庁では、輸出農産物に対して植物検疫証明書を発行している。輸出前には輸出先国の要求事項に基づく検査が実施され、植物防疫庁による審査を経て輸出が許可される仕組みとなっている。輸出申請時には輸出先国を指定するため、日本向け輸出品については日本の基準を考慮した確認が行われている。

#### (5) コーヒー豆の衛生管理

コーヒー豆については、農業省が GAP や SOP の整備を進めており、生産から収穫後工程までの管理体制が構築されていた。調査対象農園では農薬の使用実績は確認されず、乾燥工程や保管工程においても衛生管理が実施されていた。

輸出施設では、登録農家からの受入確認、異物除去、保管管理及びトレーサビリティの確保が行われていた。また、日本向け輸出に当たっては、輸出先国の基準に基づく検査結果を添えて植物防疫庁へ申請する仕組みが確認された。

#### (6) ナツメグの衛生管理

ナツメグについては、生産段階で農薬の使用は確認されず、適切な収穫及び乾燥管理が実施されていた。収穫後は乾燥業者や製造施設において、水分管理、目視選別及び品質確認が行われていた。製造施設では、受入時の水分測定やカビの確認、複数回の目視選別を実施しており、輸出前にはロットごとの検査結果に基づき出荷可否を判断していた。アフラトキシン対策として、水分管理の徹底や品質選別が重点的に行われていた。

### 3. 総括

コーヒー豆については、日本向け輸出の際に日本の残留農薬基準を考慮した管理が実施されていることを確認した。インドネシア当局からは、日本向け輸出品について引き続き適切な農薬管理を徹底する方針が示された。

ナツメグについては、アフラトキシン対策として輸出前検査や品質選別が実施されていた一方、輸送中の温湿度変化による品質への影響が課題として認識されていた。また、検査体制のさらなる強化についても検討が進められていた。

今回の調査により、インドネシアでは関係行政機関が連携し、生産、流通及び輸出の各段階における食品安全管理を実施していることを確認した。また、コーヒー豆及びナツメグについて、輸出事業者を含めた品質管理及び衛生管理の取組が進められていることが確認された。引き続き、日本向け輸出食品の安全確保に向けた衛生管理体制の推進が期待される。

以上